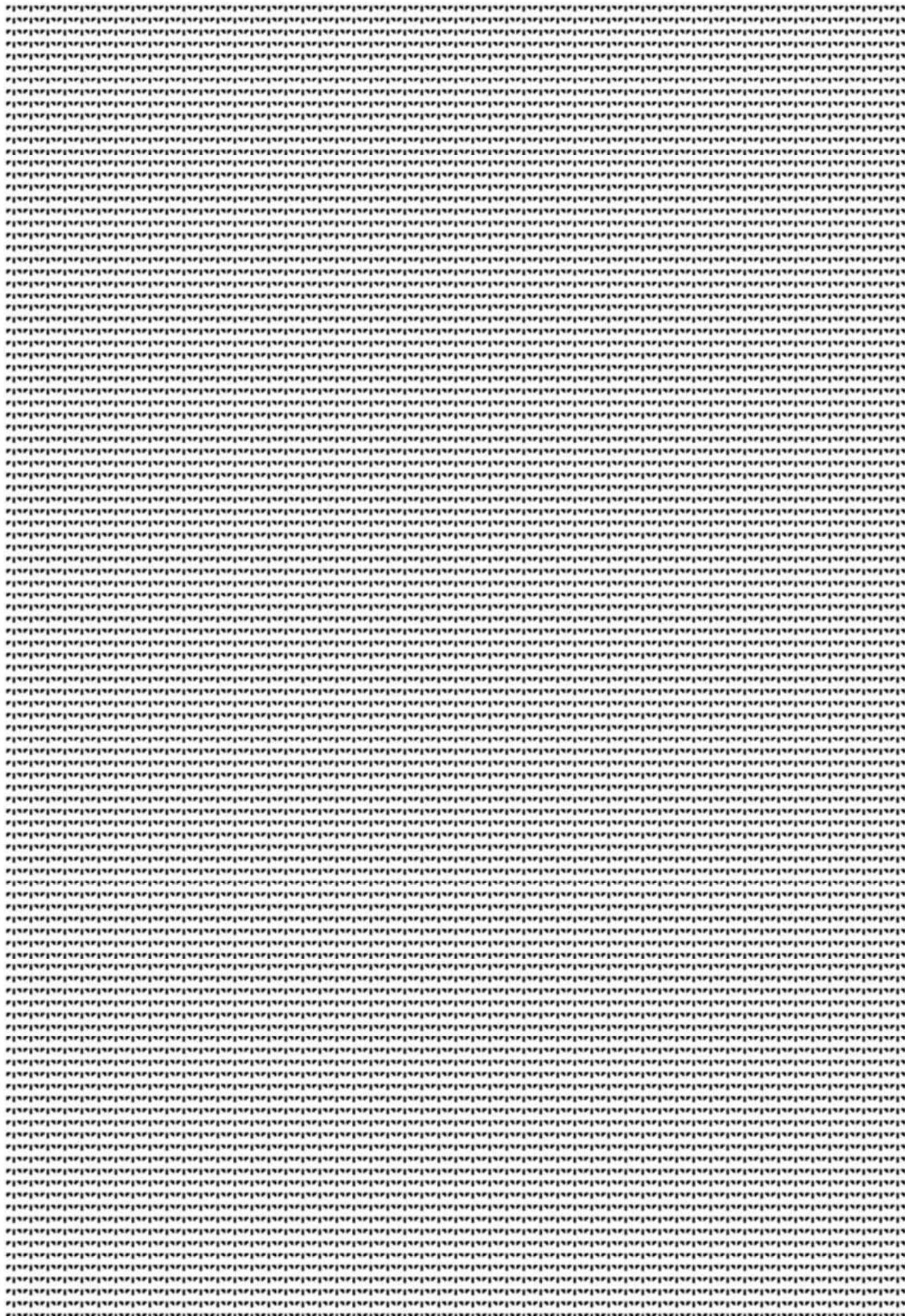


2024 年度 神戸市立特別支援学校
リハビリテーション専門員（実習助手）採用選考
専門試験問題

1. 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
 2. マークシートは、電算処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、余白にも不要なことを書かないこと。
 3. 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。
消去は、プラスチックの消しゴムで念入りに行うこと。
 4. 名前の記入　　名前を記入すること。
 5. 教科名の記入　教科名に「リハビリテーション専門員」と記入すること。
 6. 受験番号の記入　受験番号欄に自身の受験番号の先頭に0を一つ加えた5桁の数字を記入した後、その数字をマークすること。
 7. 解答の記入　ア. 問題は全15問で、14ページまである。解答番号は1から15までの通し番号になっており、例えば10番を[10]のように表示してある。
イ. マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りであるが、各小問の選択肢は必ずしも10通りあるとは限らないので注意すること。
ウ. どの小問にも、選択肢には①、②、③…の番号がついている。
エ. 各問い合わせに対して一つずつマークすること。

<解答用マークシート>	
フリガナ 名前	コウヘイ タコウ 神戸 太郎
受験番号	
	
小問番号	解答記入欄 1 - 25
1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
3	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
5	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
6	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
7	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



【1】 次の文は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月文部科学省）」における特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の（1）を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を（2）するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する（3）学校において実施されるものである。

- ① (1) 障害特性 (2) 改善又は克服 (3) 全ての
- ② (1) 教育的ニーズ (2) 改善又は克服 (3) 全ての
- ③ (1) 教育的ニーズ (2) 整理し改善 (3) 特別支援
- ④ (1) 障害特性 (2) 整理し改善 (3) 特別支援

【2】 昭和 55 年に WHO（世界保健機関）が「国際障害分類（ICIDH）」を発表し、その中では疾病等に基づく様々な状態をインペアメント、ディスアビリティ、ハンディキャップの概念を用いて分類した。この分類は現在の「自立活動」において障害の捉え方の基礎となっている。（1）～（3）は、インペアメント、ディスアビリティ、ハンディキャップのどれを示したものか、正しい組み合わせを①～④から選べ。

（1）身体の機能損傷又は機能不全で、疾病等の結果もたらされたものであり、医療の対象となるものである。

（2）日常生活や学習上の種々の困難であって、教育によって改善し、又は克服することが期待されるものである。

（3）一般の人々との間に生ずる社会生活上の不利益であり、福祉施策等によって補うことが期待されるものである。

① (1) ハンディキャップ (2) インペアメント (3) ディスアビリティ

② (1) インペアメント (2) ディスアビリティ (3) ハンディキャップ

③ (1) ディスアビリティ (2) ハンディキャップ (3) インペアメント

④ (1) ディスアビリティ (2) インペアメント (3) ハンディキャップ

【3】 次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」(平成30年3月文部科学省)における自立活動の教育課程上の位置付けについて述べたものである。下線のうち、適切でないものを①～③からひとつ選び、番号で答えよ。

特別支援学校の目的については、学校教育法第72条で、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」ことが示されている。

この前段に示されている「①特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施す」とは、特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に「準ずる教育」を行うことを示したものである。この「準ずる教育」の部分は、教育課程の観点から考えると、例えば小学校の場合には、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導に該当するものである。

後段に示されている「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」とは、②個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導のことであり、自立活動の指導を中心として行われるものである。すなわち、自立活動は、特別支援学校の教育課程において特に設けられた指導領域である。この③自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない。このように、自立活動は、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めていると言える。

【4】 次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説総則編」（平成30年3月文部科学省）における教育課程の意義について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

教育課程は、日々の指導の中でその存在があまりにも当然のこととなっており、その意義が改めて振り返られる機会は多くはないが、各学校の教育活動の中核として最も重要な役割を担うものである。教育課程の意義については様々な捉え方があるが、学校において編成する教育課程については、学校教育の（1）を達成するために、教育の内容を児童生徒の（2）に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であると言うことができ、その際、学校の教育目標の設定、（3）の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

- | | | | |
|---|-----------|-----------|----------|
| ① | (1) 基本的役割 | (2) 心身の発達 | (3) 教職員 |
| ② | (1) 目的や目標 | (2) 個々の実態 | (3) 指導内容 |
| ③ | (1) 基本的役割 | (2) 個々の実態 | (3) 教職員 |
| ④ | (1) 目的や目標 | (2) 心身の発達 | (3) 指導内容 |

4

【5】 次の文は、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」（令和3年6月文部科学省）における医療的ケア安全委員会の設置等について述べたものである。以下の①～⑥の中から、医療的ケア安全委員会において、検討する項目に含まれていないものをひとつ選び、番号で答えよ。

医療的ケア安全委員会においては、次に示すことなどについて検討することが考えられる。

- ① 医師から看護師等への指示の方法など、医療的ケアの実施に係る計画書等の作成
- ② 新たに対応が求められる医療的ケアの取り扱い
- ③ 関係者の役割分担や連携の在り方
- ④ 危機管理への対応を含む個別マニュアルの作成
- ⑤ ヒヤリ・ハット事例の蓄積・分析
- ⑥ 緊急時の対応方法

5

【6】 次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」(平成30年3月文部科学省)における小学部・中学部学習指導要領(第1章第1節)の教育目標とその解説である。文中の(1)～(3)にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

第1節 教育目標

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するため、児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

特別支援学校における教育については、小学校又は中学校における教育には設けられていない特別の(1)が必要であると同時に、それが特に重要な意義をもつものと言える。第3項の教育目標は、このような観点から定められたものであって、(2)を図る上で障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を養うことから、その(3)に至るまでを目指している。

- | | | |
|------------|------------|----------|
| ① (1) 指導領域 | (2) 全人的な発達 | (3) 自己評価 |
| ② (1) 学習内容 | (2) 人間形成 | (3) 自己評価 |
| ③ (1) 学習内容 | (2) 全人的な発達 | (3) 習慣形成 |
| ④ (1) 指導領域 | (2) 人間形成 | (3) 習慣形成 |

【7】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月文部科学省)において、合理的配慮の定義等について述べたものである。下線のうち、適切でないものを①～③からひとつ選び、番号で答えよ。

合理的配慮は、「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において提唱された概念であり、その定義に照らし、我が国の学校教育においては、中央教育審議会初等中等教育分科会報告において、合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、①学校の設置者及び学校が必要かつ適當な変更・調整を行うことであり、その頻度はできる限り最小限にするもの」であり、「②学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。なお、障害者の権利に関する条約において、合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

障害者差別解消法第7条第2項において、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、③当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とされている。

【8】 次の文は、「生徒指導提要」(令和4年12月文部科学省)において、不適切な指導について述べたものである。下線のうち、適切でないものを①～③からひとつ選び、番号で答えよ。

①身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくとも、起立、居残り、宿題や清掃当番の割当てなどは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。教職員にとっては日常的な声掛けや指導であっても、児童生徒や個々の状況によって受け止めが異なることから、②特定の児童生徒のみならず、全体への過度な叱責等に対しても、児童生徒が圧力と感じる場合もあることを考慮しなければなりません。そのため、指導を行った後には、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローを行うことが大切です。加えて、教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、③体罰や不適切な言動等が、部活動を含めた学校生活全体において、いかかる児童生徒に対しても決して許されないことに留意する必要があります。

【9】次の文は、特別支援学校学習指導要領解説総則編（平成30年3月文部科学省）において、カリキュラム・マネジメントの充実について述べたものである。以下の文にある「三つの側面」について正しい組み合わせを①～④から番号で選べ。

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、本項においては、中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の三つの側面から整理して示している。具体的には、

- (1) 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- (2) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- (3) 個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること
- (4) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことと定義している。

- ① (1) (2) (3)
- ② (2) (3) (4)
- ③ (1) (3) (4)
- ④ (1) (2) (4)

【10】次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説　自立活動編」における自ら環境を整える指導内容について述べたものである。下線のうち、適切でないものを①～③からひとつ選び、番号で答えよ。

環境を整えて活動しやすいようにすることは、児童生徒自身が行う場合と周囲の人々に依頼してやってもらう場合を考えられる。自立活動は、自立を目指した主体的な活動であり、まず、児童生徒自ら環境に働き掛けられるような力をはぐくむことが大切である。児童生徒が自ら行おうとする活動について、①適した場所の選択、不要なものの除去、明かりや音などの室内環境の調整、道具や補助用具の選択と配置などに気を付け、実際に身の回りの環境を整えることができるように段階的に指導する必要がある。

また、自分で活動しやすい環境がつくれない場合は、周囲の人々に依頼をして環境を整えていくことを指導することが必要となる。この場合、単に依頼の仕方を教えるだけに終わってはならない。②自ら人やものなどの環境と関わり合う体験が、環境や自己に対する気付きにつながり、自ら環境を整える力の素地となる。さらに、③他者に支援を依頼することを経験するだけでなく、その反対に他者からの依頼を受けて支援を行う経験をすることにより、依頼を受ける側の心情にも配慮できるように指導することが大切である。

【11】次の文は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」（令和3年1月文部科学省）における特別支援教育を担う教師の専門性の向上 特別支援学校の教師に求められる専門性について述べたものである。（　　）に当てはまる適切な文を以下の①～④から番号で選べ。

特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は個々に違っており、また、特別支援学校に設置されている学級のうち約4割が重複障害の学級であり、重複障害の子供が多く含まれていることから、一人一人の実態に応じて指導に当たる必要がある。

こうした多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教師には、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、（　　）が必要である。

- ①学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力
- ②各地域への相談支援において一定の役割を果たす能力
- ③コンサルテーションやコーチングなど地域校への支援に関する知識と技能
- ④医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整を行う技能

【12】次の文は、「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月文部科学省）における第4章いじめ「留意点」について述べたものである。（　　）に当てはまる適切な文を以下の①～③から番号で選べ。

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にあります。各学校や教育委員会等において、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は後を絶たない状況です。このような状況下において、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、次の段階として、(1) 各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有、(2) 学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、(3) 事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換、(4) (　　)、が求められます。

- ①いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うこと
- ②いじめをしないために自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えること
- ③いじめの背景を探るために児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくこと

12

【13】次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」（令和 30 年 3 月文部科学省）における知的障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の自立活動について述べたものである。下線のうち、適切でないものを①～③からひとつ選び、番号で答えよ。

知的障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在学する幼児児童生徒には、①全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する等の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。そのような障害の状態による困難の改善等を図るために、自立活動の指導を効果的に行う必要がある。

ここでいう顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な知的障害に随伴する状態とは、例えば、言語面では、発音が明瞭でなかったり、言葉と言葉を組み立てて話すことが難しかったりすることなどである。②運動や動作面では、走り方がぎこちなく、安定した姿勢を維持できないことや衣服のボタンを掛け合わせることが思うようにできないことなどである。③情緒や行動面では、失敗経験が積み重なったことにより、何事に対しても自信がもてないことから、新しいことに対して不安を示したり、参加できない状態であったりすることなどである。

【14】次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」（令和30年3月文部科学省）における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

児童生徒自身が活動しやすいように環境や状況に対する判断や調整をする力を育むことが重要であることから、小学部及び中学部においては、「個々の児童又は生徒に対し、（1）する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。」を新たに示した。

さらに、小学部及び中学部の児童生徒自らが、自立活動の学習の意味を将来の（2）に必要な資質・能力との関係において理解したり、自立活動を通して、学習上又は生活上の困難をどのように改善・克服できたか（3）につなげたりしていくことが重要であることから、「個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。」を新たに示した。

- ① (1) 課題整理 (2) 自立と社会参加 (3) 自己有用感
- ② (1) 自己選択・自己決定 (2) キャリアプラン (3) 自己評価
- ③ (1) 課題整理 (2) キャリアプラン (3) 自己有用感
- ④ (1) 自己選択・自己決定 (2) 自立と社会参加 (3) 自己評価

【15】次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」（令和30年3月文部科学省）における重度障害者のうち自立活動を主とした指導について述べたものである。文中の（1）にあてはまる語句を①～④から選び、番号で答えよ。

（　1　）を促すとは、個々の幼児児童生徒の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、（　1　）を促進することを意味している。例えば、児童が好む関わりを繰り返し行う中で、身近な人の存在への気付きから始まり、相手と安心できる関係を築きながら、人と関わることの楽しさを知り、身近な人への要求が引き出され、教師とのやりとりなど相互関係に発展していくことなどが考えられる。

- ①生きる力　　②全人的な発達　　③調和的発達　　④基礎的能力

15